

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○河村委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭でございます。

まずは、全国で豪雪の被害に遭われた皆様方にお見舞いを申し上げますと同時に、政府におかれましては、万全の対策を講じていただきますようお願いを申し上げます。

まず、裁量労働制のデータについて総理にお伺いするんですが、先月、私に対する答弁、答弁を撤回されたということなんですけれども、私の全然あずかり知らないところで、総理サイドから何の連絡もなく一方的に撤回だということで、どういうことなのでしょう。何を撤回されたんですか。いやいや、総理に聞いているんですよ。ちょっと待ってください、委員長。

委員長、総理が撤回したんでしょう。何で総理が答えないんですか。何を撤回したのかと聞いているんですよ。初めから何でこういうふうになる

んですか。（発言する者あり）いや、力のないので、だって、菅原理事、総理に聞いているんですよ。総理が撤回されたんだから、何を撤回されたんですかと。こんなことになるのは私も想定していませんよ。（発言する者あり）

○河村委員長 総理の発言の前に……（長妻委員「総理、総理が撤回されたんですから、何を撤回されたんですかと総理に聞いているんです」と呼ぶ）厚生労働大臣、その前段について説明してください。（長妻委員「だめです、だめです。いや、これは質問できません。そういう態度では質問できません」と呼ぶ）

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 今御指名がありましたので、私の方から御説明をさせていただきますというふうに思っています。

委員からも御指摘をいただき、私どもの方で精査をさせていただいておりますけれども、精査に時間を要するということに対していろいろと御議論いただき、野党の長妻先生からも白紙に撤回すべきだという御指摘をたしか受けたように思っておりますし、また、与党からもそうした御指摘もございましたので、そうした精査に時間を要する、そのことも大変申しわけないわけでありますが、そうしたデータをお示しをし、答弁をさせていただいたこと、これについて撤回をし、そしてそれぞれの皆さん方に、国会また国民の皆さん方に御迷惑をおかけしたことをおわびを申し上げたところでございます。

○安倍内閣総理大臣 ただいま厚生労働大臣から

答弁したとおりでございます。引き続き精査が必要と厚生労働省から報告があったため、精査が必要なデータに基づいて行った答弁について撤回をし、そしておわびをさせていただいたところでございます。

○長妻委員 そうすると、総理が撤回したデータというのはどのデータ、どういうデータなんですか。

一般労働者よりも短いというデータもあると総理が答弁されたわけですね。総理御自身です。このデータを撤回された。このデータは、では、……（発言する者あり）菅原理事、では、どういうことですか。では、どういうことですか。どういうことですか。（発言する者あり）ちよつと、やじを飛ばさないでください、やじを。真面目にやっているんだから。自民党は、委員長、注意してください。

○河村委員長 御静粛に願います。

安倍内閣総理大臣。安倍総理が答弁いたします。

○安倍内閣総理大臣 お答えをいたします。

私が撤回をいたしましたのは、先ほどの答弁を繰り返させていただきましたが、引き続き精査が必要と厚生労働省から報告があったため、精査が必要なデータに基づいて行った答弁について撤回し、おわびをさせていただきます。

○長妻委員 総理、では、知らないで答弁しちゃったんですか、そのデータを。データというのはどんなデータだったんですかと私は聞いたんですが、では、総理は知らないということですね、そのデータを。

○加藤国務大臣　そこで、先ほど申し上げましたように、平成二十五年の私どもの厚労省の調査の結果を……（発言する者あり）

○河村委員長　御静粛に願います。

○加藤国務大臣　踏まえてお示しをしたデータで、私どもが精査が必要だといったデータ、これについてお示しをしたことについて、そしてそれに基き答弁をしたことについて撤回をさせていたかどうかということでございます。

○長妻委員　別に我々野党は敵じゃないですからね、総理。働き方改革、いい方向に持っていきたいですよ、我々も。ただ、事実が、違う事実を現状把握して間違えた方向に政策が進むというのは、これは不幸なことですよ。だから、それを冷静に議論しているわけですから。

だから、総理、ちよつと今のやりとりで驚いたのは、このデータの中身を御存じなくて答弁されていた疑いが、今、私、非常に強く持つわけでございますけれども、そうすると、総理にちよつとお伺いしますが、撤回されたということは、総理のこの答弁というのは虚偽だった、事実と異なるということでしょうか。

○安倍内閣総理大臣　先ほど来丁寧に説明をさせていただいているところでございますが、私が答弁をいたしました、いわば撤回をいたしましたのは、データを撤回するというふうに申し上げたのではなくて、引き続き精査が必要と厚労省から報告があったため、精査が必要なデータに基づいて行った答弁について撤回し、おわびをしたところでございます。

この段階では……（発言する者あり）済みません、少し……（発言する者あり）

○河村委員長　総理答弁中は静粛に。

○安倍内閣総理大臣　NHKを見ておられる方、聞こえないかもしれませんが、大変な声量のやじなものでありますから、これは落ちついて、皆さん、議論をしましょうよ。

そこで、私が申し上げたのは、いわば精査をしている最中でありまして、精査をしているさなかにおける私の答弁でありましたが、しかし、引き続き精査が必要なデータについて答弁したことについては、これは撤回をさせていただいた、こういうことでございます。

そして、その上において、さらに今週月曜日、精査したものを厚労省がお渡しをしたんだ、こういう時系列でございますから、そのとおり私は申し上げているところでございます。

そして、また、長妻委員が、私が知らないで答弁した、どこまで知っているかという問題もあるわけでございますが、これは、担当大臣は厚労大臣であります。つまり、詳細については答弁するのは……（発言する者あり）

○河村委員長　総理が答弁中です。

○安倍内閣総理大臣　詳細について答弁をさせていただくのは、もちろん厚労大臣でありますし、この問題について詳細に事実を全て把握をしているのは、これは厚労大臣であります。

私の場合、もちろん、この予算について、森羅万象全てのことについて私はお答えをしなければならぬ立場ではありますが、全てのことにつ

いては、しかし、それは全て私が詳細を把握をしているわけではありません。

私がお答えをさせていただいたのは、まさに厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方であれば一般労働者よりも短いというデータもあるという旨の答弁が、これは厚労省から上がってくるわけでありまして、そして、それを私が参考にして答弁をさせていただいた、こういうことでありまして、これ以上のもではない、こういうことでございます。この中の、それ以上の詳細については、厚労大臣がおられますから、厚労大臣と議論をしていただけではないのか、このように思います。

○長妻委員　総理、総理の言うことは半分は正しいと思いますよ。だって、厚労大臣が厚労行政を詳細に把握すると。だから、総理は、じゃ、こういう答弁をしちゃだめだったんですよ。詳細に把握していないのに、我々の長いという追及に反論したかったのか、いや、裁量労働制は短いということを総理が、御自身がおっしゃって、でも実は自分は余りよく知らなくて言ってしまった、今、そんなような御答弁だったと思うんですが、それは無責任ですよ、総理。そういう責任をどうとるんですか。

答弁は撤回したけれどもデータは撤回しない、こういう御答弁がありました。データは撤回をしたんですか。つまり、裁量労働制の方が長い、一般の労働者に比べて、平均的な者では裁量労働制の方が長い、こういう逆のデータがある、データになった、こういうことでよろしいんですか。

○加藤国務大臣 私は、答弁の中で具体的な数字、データをお示しをしておりますので、そうしたデータをお示しをさせていただいたこと、これも私は撤回させていただいたところでございます。

いずれにしても、そうしたものを撤回をしているわけでありますから、今委員御指摘のように、たしかJILPTというところ、そこにおける、一般の労働者と裁量労働者について、実際に働いている方に対するアンケートといいますか、とった調査の結果で比べると、平均時間においては一般の労働者の方が裁量労働者よりも短いというデータがあるということは承知をしているところでございます。

○長妻委員 裁量労働制、これは、みなし残業時間をつけて、そして、それ以上働いても残業代は出ない、しかも労働時間の上限の規制もないというところでございます。

大体、みなし残業時間は、厚労省の調査によると、平均で八時間十九分、裁量労働制ですね。でも、実際に平均では九時間十六分働いておられるというようなことで、非常にみなしをオーバーしてしまう。政府は、裁量労働制が入れば短い働き方ができますよ、こんなような話をおっしゃっているんですが、現実には全く逆である。過労死がふえる。過労死の御家族、遺族の方もおっしゃっておられます。

その中で、平成二十五年度労働時間等総合実態調査というのを厚労省が出され、そこで一日の労働時間について、平均的な者では、裁量労働制が九時間十六分、一般の方が九時間三十七分で、や

や裁量労働制の方が一般の方より短いから、そういうデータもあるんだ、こういうようなことで私は世論を誘導したんではないか、こういう強い疑いを持っているわけであります。

そうすると、そういう軽率な答弁の責任というのはどういうふうにとるんですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 ですから、いわば精査が必要な調査について答弁したことについては、撤回をし、おわびをしたところでございます。

○長妻委員 おわびすれば済むという話なんですかね、これは。

我々は三年間、ある意味ではだまされ続けてきたんですよ。国民の皆さんもそうかもしれない。一番初めにこのデータが出たのは、民主党の厚生労働部門会議というところに、我々も昔のスタッフに確認しましたら、二〇一五年の三月二十六日に厚労省から提示をされた。その当時は、裁量労働制というのは相当労働時間が長くなる、こんなようなことを我々も問題視をしていたさなかでございまして、その中で、いやいや、裁量労働制の方が短い、こういうデータもあるんですよ、バックデータなしでありましたけれども、民主党の厚生労働部門会議に初めてそれが出てきた。

経緯を見ますと、その前から、その前年もそうですけれども、総理に対しても、当時の塩崎大臣に対しても、相当追及が強まっていたんですね。野党から、裁量労働制、長いじゃないか、おかしんじゃないかと。独立行政法人の労働政策研究・研修機構、このデータでは、平均労働者では、通常の労働者よりも企画業務型裁量労働制の方が長

い。こういう平均時間のきちっとしたデータがあるんで、そういうデータがあるじゃないかと追及していたときに、二〇一五年の三月に出てきた。非常にうま過ぎる話なんですよ。

そして、今回、そのデータがインチキだったというところがわかったわけでありまして、捏造ではないのかということを私は非常に強く疑うわけです。捏造というのは、事実でないことを事実のようにこしらえること、でつち上げるということふうに辞書にはありますけれども、捏造であれば、政策をゆがめる意図が働いたということで、これは大変なことだと思えますよ。本当にこれは捏造でないのかどうか、きちっとした調査をして確認をしたんですか。

あるいは、当時も総理は追及されてきました、裁量労働制は長くなるというって、前の年にも。首相官邸サイドから、つぶやきとか、あるいは何かそういうデータがないのかとか、あるいは何かそういうデータを探さなきゃいけないというそんなくが働いたのかとか、このデータはやっぱりいいないことをやっているんですよ、総理、笑っていますけれども。笑い事じゃないんですよ、総理。わかっているんですか、この重大性を。

政策は、政策はあれですよ。（発言する者あり）いやいや、だから、決めつけるとかいうやじを飛ばすから、私も言わざるを得ないんですよ。決めつけじゃなくて、インチキなデータだったんですよ、これは。そういう、私も厚生労働行政に携わっていましたけれども、データに基づいて、現状を冷静に把握していかないと、それは間違っ

けですよ。

だから私は言っているんですが、捏造でないということはぜひ証明していただきたい、調査していただきたいと思うんですが、本当に捏造じゃないんですか、これは。

○安倍内閣総理大臣 官邸から指示があったのではないかという疑いをかけられましたので、まず私の方からお答えをさせていただき、資料については厚労大臣からお答えをさせていただきたい、このように思います。

まず、一月二十九日の予算委員会、長妻委員から、裁量労働制について質問の通告をいただきました。その朝の勉強会、いわばその日、七時間やる予算委員会、全ての質問について私は勉強会を早朝から開くわけでございまして、一つ一つの質問についてはそれほど実は長い時間をかけられないというの、長妻委員も御承知のとおりだろうと思います。

その朝の勉強会の際に、JILPTのアンケート調査があるが、厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いというデータもあるという旨の答弁が厚生労働省から上がってきているという説明を受けました。

かねてより、JILPTのデータかどうかは定かではないが、委員を始めとする野党の皆さんから、裁量労働制の方が一般の方よりも労働時間が長くなるという御指摘を受けてまいりました。

そうした御指摘を受けてきたことを踏まえて、一月二十九日の答弁においては、厚労省から上が

ってきた答弁にはデータがあったことから、岩盤規制、労働生産性について質疑の際、厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均の方で比べれば一般労働者よりも短いデータもあると御紹介をさせていただいたところでございます。

そこで……（長妻委員）「そういうことは聞いていない」と呼ぶ）いや、そこで、今委員が御指摘になったように、当時の民主党の部門会議に提出する資料の作成についてでございますが、そのときについてどうだったかという経緯を、いわば官邸内でもう一度よく調べたわけでございます。その結果、私や私のスタッフから指示を行ったことはありません。

さらに、一月二十九日の答弁に当たっても、私がかつて答弁したことですからね、私や私のスタッフから指示を行ったこともないわけであり、厚労省の所管に属する事項については、本来、厚労省において責任を持って資料を作成すべきものでありまして、これは当然のことであろうと思うわけであります。

しかしながら、今般、結果として性格の異なる数値を比較していたことは不適切であり、私からも深くおわびをしたいと思います。厚労省については厚労大臣から答弁をさせたいと思っております。

○長妻委員 総理、ちよつとお答えになつていないんですよ。

このデータが、先ほど申し上げたじゃないですか、つくられたのは今じゃなくて、このデータについて、二〇一五年の三月の直前につくられたん

でしょう。そのときに初めて民主党の部門会議に出してきましたから、そのときに首相官邸サイドやあるいはいろいろなところから、何かデータはないのか、責められる一方だ、裁量労働制は長い長いと言われているから、そういうような話があったんですかというようなことをお伺いしたのに、今の話じゃないんですよ、二〇一五年の三月より前の話でお伺いしているわけでございますけれども。

そうしましたら、厚労省はいかがですか。当時、塩崎大臣でしたけれども、決裁は上がっているんですか。

○安倍内閣総理大臣 今、済みません、私、お答ええいたしました。

それは、一月二十九日のことは一月二十九日としてお答えをさせていただきましたが、そして、その後、当時の民主党の部門会議に提出する資料作成について私や私のスタッフから指示を行ったことはないと、その前に、そのときのことを調べ、こういうふうな答弁をさせていただいておりまして、その後、また一月二十九日の答弁について触れておりますが、二つそれぞれ私はお答えをさせていただいております。

○加藤国務大臣 委員御指摘のように、それぞれ異なる形で選んだデータを比較してしまったというところ、これは不適切である、それはそのとおりでありまして、これは深くおわびをしたいというふうに思います。

その上で、平成二十七年三月、御指摘のように、当時の民主党の厚生労働部門会議において、この

裁量労働制を始めとした議論がなされておりまし
た。

具体的な経緯、詳細は残っておりませんけれども、その場において裁量労働制についていろいろ御指摘をいただいた、それにお答えをしているということ、二十枚以上の資料を提出した中に、今御指摘いただいている御提出した資料があったわけでありませぬ。

そのときには、具体的な手続として、決裁とおっしゃいましたけれども、決裁というと、私のイメージでは決裁書をつくって回すということですが、そういう手続は厚労省はとっていないようにございますが、こういう文書を今、民主党のそうしたところに出しますよということで、課長、そして当時の局長に説明があり、そして、その了解を得たということで、大臣には説明に行っていない、こういうことは確認しております。

○長妻委員 これだけの資料を野党に出すときに私の経験では、大臣に説明に行くはずだと思いますよ。だから、そこも検証して、きちっと紙で後日出していただきたいと思うんです、本当に捏造でないのかどうか。

これは委員長にも、採決までにそういうデータ、資料をお出しいただきたいということを要請いたします。

○河村委員長 理事会で協議の上、対応させていただきます。

○長妻委員 そして、総理から二十九日の答弁レクの話がございましたけれども、そのときには、この七枚目にありますけれども、これは、御存じ

のように、先ほど申し上げました独立行政法人労働政策研究・研修機構がつくった企画型裁量労働制、これを今回営業に拡大するということでありますけれども、だから企画業務型、これが焦点になつてはいるんですが、労働時間はいずれのデータでも、労働者に確認すると、通常の労働者よりも長い、こういうデータがある。総理はこのデータを、では、二十九日の朝知つていながら片方だけ答弁されたということなんですか。いや、総理の答弁レクの話なんですよ。総理の答弁を我々は聞いているので。総理、何でそういうふうに答弁されないんですか。

○安倍内閣総理大臣 これは、長妻委員、予算委員会の前の総理のいわば答弁レクというのは、短い間に、七時間出てくる十七、八人の答弁を全部やるわけですよ。ですから、一つの質問についてそんな二分とかそれぐらいしか、百問近いものでありますから、当然それぐらいしか時間をかけることができないわけでありませぬ。

一つについて深く深くやっているのであれば、それは、例えば五日前ぐらいから質問通告していただいてがつちりやっつけていけば別ですよ。私のところの上がつてくるのは当日の朝ですから、秘書官を経て。そこで勉強するわけでございます、一つ一つの資料でこれをブレイクダウンして正しいかどうか確認するなんということはあり得ないんですよ、それは。

当然、役所から上がってきた資料についてはその資料がある程度信頼して答えざるを得ないわけでありまして、これは当然のことであろう、私は

こう思うわけでございます、そして、いわば答弁が上がってくる上においても、相当夜遅くまで役所もそして我々の秘書官も作業した上で、早朝出てくるわけでございます。

そこにおいて、ですから、私の答弁においては、一般労働者よりも短いというデータもあるというふうにお答えをさせていただいているわけでありまして、そういうお答えをさせていただいて、それ以外のデータを否定する答弁にはなっていないわけでありまして、事実、私の答弁のもともとの資料もそういう答弁になつていたところでございます、この答弁を私は行った、こういうことでございます。

繰り返しになりますが、いわば、予算委員会です。繰り返すから、この問題だけをやっているわけではないわけでございます、さまざまな質問が出てきて、質問される方の中には私に結局質問されない方もたくさんおられますが、しかし、質問されなかったものも含めて全て我々は答弁レクをしながら、そこで、短い間ではあります、ディスカッションをして、どういう答弁をしていくかということを決めていくわけでありませぬ、百問以上ある中においては、当然、ある程度、一つ一つの質問については短い時間で効率的にやるしかない、こういうことでございます。

○長妻委員 総理、間違つた答弁をした責任を全然感じておられないような答弁です。だから、レクのとときにこれが示されたのかとシンプルなことをお聞いているのに、お答えにならない。全然質問にお答えいただいているわけでありませぬ。

結局、塩崎大臣当時、その後国会でもいろいろな答弁をされているんですよ、その間違ったデータに基づいて、意図的かどうか。例えば、私が、これは平成二十九年の二月十七日に、塩崎大臣に、「結局、裁量労働制を拡大するとそういう人たちの労働時間は今よりもふえるのか減るのか、どちらになるんですか。」と聞きましたら、例の厚生労働省調査によりますとということで平均的な者の話を持ってきて、「約二十分短いというデータもございます。」「残業時間がふえるということ、一方的に御指摘をされることは必ずしも当たっていないというふうに思っております。」とか、国会で何度かそういう答弁をされているんですよ、塩崎大臣も。そして、恐らく官僚の方も、そういうデータを頭に入れて法律をつくっているわけですよ。三年間ずうっとそういう間違ったデータが、恐らく与党の議員にも説明されたんじゃないですか、我々に資料を出しているぐらいですから。そういう形で政策形成がゆがめられたというふうに私は言わざるを得ないわけでございます。

総理もおっしゃっておられますが、これは最近の答弁でありますけれども、法案について、ことの二月十四日のこの委員会でありませけれども、インチキだったこのデータですね、このデータを全ての基礎として法案づくりをしたわけではないわけでありまして、データの一つにあるという紹介をさせていただいた、これは法案を撤回せよというような質問に対しての答弁だったわけですよ。そして、安倍総理の同じ日の答弁でも、私も、平均的な方でこういうデータもあるという紹介を

させていたただいたわけでありまして、いわば、これが絶対的なものとして、これのみを基盤として法案を作成したのではない、こういうふうにおっしゃっているわけですね。

ある意味では、逆に言うと、これのみではないけれども、これも参考にしたということのみならずおっしゃっておられるわけでございます、当然、政策を立案するときには、一つのデータだけに基づいて、それで政策をつくるということは余りあり得ないわけで、いろいろなデータをもとにつくる。

ただ、これだけ政府が強調して、総理までおっしゃっておられるデータというのは、恐らく政府の中では、野党が、裁量労働制が長いと。野党だけじゃないですよ。過労死の御遺族の方々もおっしゃっておられますよ。裁量労働制を拡大すると過労死がふえる、やめてほしいとおっしゃっているわけで、そういう中で恐らく政府や与党、あるいは政府の中では、非常に重点的な重みを持ったデータとして扱われたと私は思うわけでありませ。そういう意味では、このデータも法案作成の基盤となったわけでありませけれども、このデータというものは、一からやり直してください、法案。

○加藤国務大臣 委員も御承知のとおり、こうした労働関係の法案というのは、労働政策審議会で御議論いただいて、また、その結果を踏まえ建議をいただいて、その結果を踏まえて要綱をつくり、そしてその要綱に対して御答申をいただく、こういう流れになっております。

そのプロセスの中において、これまでも御説明を申し上げているように、労働政策審議会には一般労働者の方の一日のデータについては、これは提供しておりませせん。そして、裁量労働制は裁量労働制として、そして、一般労働者については一般労働者として、長時間労働の議論とか裁量労働の議論にそれぞれお使いいただいたらどうかというふうに思っておりますので、したがって、ここでの議論に関してはこうした比較表をお出しをしていないわけでありませから、その議論においては、そうした比較をベースにした議論は行われていなかったということでございます。

その上で私どもは、そうした要綱を踏まえて、今度は政府側において法案を作成し、前回提出、前回の話ですよ、前回提出した、こういう流れでございます。

○長妻委員 これは、大臣、へ理屈というものじゃないでしょうかね。

労政審は基本的に、今回の経緯、よく大臣も御存じだと思っておりますよ。今まで、民主党政権、その前の麻生政権、その以前の自民党政権と比べて今回の第二次安倍政権、労働法制の意思決定の仕方が相当変わりました。官邸主導になりました。

御存じのように、これは、一番初め、二〇一三年の六月、日本再興戦略、官邸の会議で閣議決定された。企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について早急に実態把握調査、分析を実施せよというふうなことで、この調査、今問題になっている調査が指示され、そして二〇一三年の九月に労政審がスタートした。

つまり、企画業務型の裁量労働制を拡大するというのはもう既定路線で、そして労政審においてきているわけでありまして、二〇一三年の九月、このキックオフの企画業務型の拡大のときに厚労省の方が説明しているんですよ。一般の方の実労働時間、それで、裁量労働制も実労働時間をとる、この調査を議論の出発点にしたい、こういうふうにおっしゃっておられるわけでありまして。

その課長にお話を聞きますと、この調査は実は実労働時間を調べていなかったということを含められて、先日ですけれども、昨日か一昨日でありますけれども、今回調べたのは所定労働時間と法定外時間だけで実労働時間は調べていない、申しわけなく思っている、こういうふうにおっしゃっておられるわけで、労政審に示したデータも非常に問題があるデータである。

例えば、この資料でいえば六枚目でございますけれども、これは労政審に示されたデータで、説明もあるんですね、厚生労働省から。これについても、説明をしているのは、一般労働者、平均的な者の一週間の法定時間外労働の実績というのを説明しているんですが、厚生労働省は何と言っているかというところ、この一週間の法定時間外労働の実績は、平均的な方においては云々かんぬん、十五時間以下である事業所の割合が一・五%ポイントふえて九七・九%となっておりますと、二〇一三年十月三十日の労政審でも説明しているわけですね、この資料をもとに。

ところが、これは一般的な労働者の平均的な者なんです、実はこれは私も知らなかったわけ、

びっくりしたわけでありまして、これについても一カ月の中で一番長く働いた一週間だけを取り出して調査した調査だったということ、そんなの全然説明が労政審でないですから、委員の先生方はわからないですよ、それは。

○加藤国務大臣　ちょっと私も一つ一つまじらかに、どういう形で労政審で議論がされたか承知しておりませんが、今委員が御指摘のこれは、ただ、これと例えば裁量労働制の一日を比較したわけではなかったということはまず承知しております。

これは、長時間労働の議論をしているわけでありまして、長時間労働をいかに是正をしていくのかという意味において出された資料だというふうな承知をしております、そのときに、平均的な者において、逆に言えばより高いデータが出てくるということでございますから、それはむしろ、そういった議論、まさに長時間労働の是正といった観点においては、そういったデータが出されてきた。

ただ、委員御指摘のように、労働政策審議会の方がどこまでそこを理解していたか、これはちょっと私は承知をしておりますけれども、ただ、当時は長時間労働の是正についても議論がなされていたということだと思います。

○長妻委員　労政審にこういう説明をするというのは、普通はあり得ないですよ。

それで、労政審のみならず、さっきも申し上げたじゃないですか、官邸主導でこの案件が進んでいって、その後、どうなったんですか、法案は。

廃案になったんですよ、去年の十月。

その前に実は、これは何回の国会を経ているんだと、ごいまいしよかね、裁量労働制の拡大は、二〇一五年の四月に閣議決定をして、以後、五回前後の国会を経ても成立しなかったわけですよ。

ところが、これについて、例の働き方改革実行計画、昨年の三月、そこで改めて、裁量労働制の営業への拡大について、法案の早期成立というのが盛り込まれたわけです。一旦そこで断念するかに見えただけけれども、去年の三月に、今度は働き方改革実行計画ということで、労政審じゃないですよ、そこでやるということが決定されたわけですよ。

ですから、そういうところに塩崎大臣も出席されておられるわけですから、そういうデータを念頭にいろいろ議論が、そこで直接的に言及されたかどうかは別にして、始まっているわけでありまして、そして、廃案に法案がなったということ、また一から議論して出すということではなくて、三月の働き方改革実行計画なわけでありまして、

報道によると、今月の二十七日に閣議決定して国会に法案を出す、ただ、それがいろいろ問題があつて三月の下旬にずれ込むというようなことでもありますので、今回、ぎりぎりこのタイミングでインチキなデータというのが発覚をいたしましたので、ここで、この閣議決定、国会提出というのを一旦見送る、こういう決断をぜひいただきたい。

裁量労働制と高度プロフェッショナル制度、こ

これは、労働時間の上限を撤廃して過労死がふえる、現状をつぶさに見るとそう言わざるを得ないわけであり、一旦国会に提出するのは待つ、やめる、こういうような判断を今していただかないと、この予算委員会で、働き方改革、予算委員会のみならず安倍総理の最大のテーマですよ、今国会です。ですから、ぜひここで歯どめをかけないと、本当に過労死ふえますよ。

ぜひここで、総理、おっしゃっていただきたいんです。いかがですか。

○加藤国務大臣 これは、これまでもここで御答弁申し上げましたとおり、労働政策審議会においては多様な論点に立って御議論いただいて、そしておおむね妥当という結論をいただき、また今回も改めてお出しをし、そうしたことをいただいたところでございますので、今、それを踏まえて、提出日の話がございましたけれども、私ども準備をしているということでございまして、それが正しい次第提出をさせていただきたい、こう思っております。

○長妻委員 幸いというか、不幸中の幸いというか、まだ出ていないんですよ、国会に法案が、ぎりぎり。

総理、全然お答えになつておられないんですけども、さっき私が聞いたのは、二月十四日の総理の御答弁、これのみを基盤として法案を作成したのではないと。それはそうかもしれない。これだけ、にせデータだけではないと思えますけれども、それも基盤として入っているということ

をお認めになつておられるわけですから。

総理、別に野党は敵じゃないんですよ。本当につぶさに現状を見て、過労死の御遺族の方やあるいは企業経営者あるいは現場の監督官の皆さんと意見交換をすると、これは本当にまずい。今の裁量労働制、小さく運用されていますけれども、それでさえ取締りがほとんどできない、ざるになっている。こういうことで、死屍累々ですよ、本当に。

総理、いかがですか。基盤の一つではないけれども、これに基づいているとおっしゃっておられるわけですから。

○安倍内閣総理大臣 これは既に厚労大臣も答弁をしておりますが、JILPTなどのデータでも見られるように、裁量労働の方の労働時間が長くなるという懸念があることから、健康確保措置を強化することとしたわけでありまして、自分の能力や才能を生かしながら、そして、しっかり健康管理もしながら、働く時間をみずから計画して設定しながら成果を上げていく考えであります。

裁量労働制の見直しは、希望する方にはこういう働き方を選んでいただけるようにするために必要な改革であると考えておりますが、裁量労働制については、一定の知識や経験を有して働く方本人に、会社が決めた一律の定時に縛られることなく、出勤、退勤時間を自由に決めていただき、仕事の進め方をお任せして、そして、より効率的に成果を上げていただくというものであります。

今回の見直しによって、例えば情報システム関連企業など、法人顧客の課題解決のために必要な

システム開発に従事する方が、担当する企業との交渉の中でより具体的なニーズが把握できたときに、開発業務に集中する。一方で、会社が決めた九時から十八時などの定時にとらわれることなく業務調整が可能となることで、子供の送り迎えやリフレッシュのための半日休みなどが自在にできるようなるといったように、画一的な枠を取り払って、その方本位のめり張りをつけた働き方ができるようなるわけでありまして、こうしたメリットの一方で、労働時間が長くなるとの御指摘があるのも事実であります。

そこで、今回の見直しにおいては、労使委員会が決議した健康確保措置を必ず実施させること、客観的な方法によって労働時間を把握をし、そして、実際に働いた時間が長時間となった方には医師による面接指導を行うことを使用者に義務づけているところをございまして、そうした措置をとりながら自由な働き方を可能とする法案であり、まだ提出はさせていただいていないところでございますが、この法案の取扱いについては、厚労大臣から答弁をさせていただいたとおりでございます。

○長妻委員 総理は私の質問に答えておられないんですけども。

総理、働き方改革、別に与野党が対決する話じゃないと思うんですね、私は。総理が最終的に目指すのは、稼ぐ力を上げる、労働生産性を上げるということだと思います。私も、結果として労働生産性が上がる、稼ぐ力が上がる働き方をしないと実質賃金も上がらない。先進国で二十位ですよ、

日本の労働生産性。

だから我々は、総理がおっしゃるように、労働法制は岩盤規制だ、ドリルで穴をあけりゃいいんだ、そういうふうに言わんばかりの答弁をされて、緩めれば緩めるほどいいような話をされる。だから、非正規雇用が四割超えた、労働生産性は下がりました。内閣府も認めました、非正規雇用と労働生産性の関係。だからこそ我々は、労働法制は働く人の権利を守る最後のとりでなんですよ。

今、馬車馬のように働いて、単純労働で世界と勝負するなんて、そんな時代錯誤のこと、あり得ないですよ。やはり、ゆとりある働き方、高付加価値を生み出す人材を多く抱えた国が世界で勝つんですよ。そのときに、どうするんですか、こんな緩めて、馬車馬のように働かせて、過労死ふやすような。

職業訓練が先進国で日本は一番脆弱です。そこも強めた上で、働き方改革は、規制を強めるところは強める、こういうことをしなければ、日本の労働生産性はさらに私は下がると思う。

そういう意味で、私が聞いているのは、総理も先ほどおっしゃったように、このデータのみを基盤として法案を作成したものではないけれども、基盤の一つであるということをお認めになっておられるわけですから、このデータが、総理も他者のことは相当批判しますよね、真っ赤なうそだとか、あるいは裏取りをしていないとか。総理自身もそうじゃないですか。ぱっと言っちゃって、で、間違えて開き直るような御姿勢である。

総理、これも、ですから対立する話じゃない、

ぜひ、現状を見て、今の総理の認識というのを変えていただいて、一旦この法律を撤回する、撤回というか、まだ出ていないわけですから、ぜひお願いします。

総理、どうですか。

○安倍内閣総理大臣 まるで対立をおおっているような言い方だと私は思いますが。

我々は、何も馬車馬のように単純労働で働かせようということでは全くないわけでありまして、そうではないということをする私たちはずっと説明をしてきたんだと思いますよ。そこを全然相手にしていただけないというのは大変残念なことでございます。

我々の政権が発足をして、まるで、いわば非正規がどんどんふえているかのごとくの印象を与えられました。それは全く間違いでございまして、例えば、正規雇用については、我々が政権奪還前は約五十万人、正規雇用は減っていたんですよ。我々が政権をとってから、この五年間で七十八万人、正規雇用がふえたんです。これは一番新しいデータであります。いわば労働市場が非常に画期的に改善しているのは事実でございます。

その中において、我々は、しっかりとやるべき改革をやっている、一人当たりの生産性を上げていく、そして稼ぎを上げていく。と同時に、と同時に……（発言する者あり）

○河村委員長 ちよつと静かにしてください。

○安倍内閣総理大臣 と同時に、我々は、しっかりと健康管理の措置をさせていただき、そのことも大変必要なこととございますし大事なことでござ

いますから、先ほどは答弁をさせていただいたところでございます。私たちがそういう対応をしているところについて答弁をさせていただくと、答弁をやめる、こう言われるわけでありませんが、それではこの私たちのやろうとしている働き方改革の本質を御理解いただくことが難しいから、こうやって丁寧に説明をさせていただいているところでございます。

と同時に、我々、今回、働き方改革の中においては、時間外労働の上限規制を罰則つきで初めて導入をするわけでございますし、これは労使が合意を行っていくことになっていくわけでございます。これは経営者側にも御理解をいただきながら進められているところでございまして、さらには、やはり働き方について、いわば長時間労働を是正していくことによって生産性が上がっていくということについては、これは委員と私は見解を同じくするところでございます。

○長妻委員 全然総理はまた答えておられないんですけれども。

総理がおっしゃったので申し上げますけれども、非正規雇用をこれまで自民党政権はほとんどどんふやしていったじゃないですか。あの派遣法の解禁をしてから、ほとんど加速度的に非正規がふえて、ほとんど緩める一方じゃないですか。こういう自民党の大罪も私はよく理解をさせていただきたいというふうにも思うところであります。

それで、総理、実態を本当に御理解いただいた裁量労働制というのは取締りがなかなかできないですね。

いということ、裁量労働制違反で罰金を食らった件数ってわからないというんですね、厚生労働省は。ですから、わからないんですよ、裁量労働制の違反というのは。なかなかつかめないわけがあります。

例えば、夫を過労死で、自殺された、奥様がおっしゃってられました、やはりチームプレーだと裁量なんというのは働かないと。一人が単独で仕事をするということであれば裁量というのはあるかもしれないけれども、営業まで拡大すると、これはチームプレーだし、年収二百万円でも、二十代でも裁量労働制は適用を別に妨げないわけがあります。あるいは、自身が過労で自殺未遂された方は、裁量労働は仕事ができる人ほど仕事は回ってくる。社労士の方は、ブラック企業がホワイト企業になる。つまり、残業時間がなくなっちゃうわけですから。夫を二〇〇九年に過労自殺で亡くされた女性は、私は本当に涙が出ましたけれども、詳細に聞いて、この国は国民を守ってくれない、安心して働ける国になるようにしていただきたいということ、実際に、完璧に取締り体制がきちつとあって、健康確保措置があればいいんですけれども、今でも裁量労働制はざるなんです。過労死の御遺族の方は、今でさえ裁量労働制で働く労働者の過労死、過労自殺が後を絶たない現状にもかかわらず、適用範囲を更に拡大すれば、労働時間の歯どめがなくなり、過労死が更にふえることは目に見えています、家族の会では、これらを阻止するため、警鐘を鳴らし続けます、こういうこともおっしゃっていただけるわけで、多くの

過労死された方の事例、たくさんここにあります。全部を読み上げませんが、こういう現状をわかった上で法律を議論しなければならぬ。

というデータもあるというデータが事実と違うデータだったわけでありまして、それを基盤の一つとしてこの法律は成り立ったわけであるというのは総理もお認めになっておられるので、総理、もう一度聞きますけれども、まだ法律が出ていないわけです。来月の下旬の予定であります、国会に。ぜひ、一旦出すのを停止していただけませんか。総理、いかがですか。

ちよつと待つてください。もう時間もないので、総理。先ほどお答えしていないじゃないですか。だめです、だめです。総理。ちよつと、総理お答えください。

○河村委員長 加藤厚労大臣。

○長妻委員 いや、総理がおっしゃっているんですよ。

○河村委員長 政策責任者の判断を聞きます。

○長妻委員 いや、総理がおっしゃっているんですから、ちよつと待つてください、総理に伺います。総理が基盤の一つだとおっしゃっているんです。提出するのはやめてください。

○加藤国務大臣 今委員から御指摘がありましたけれども、確かに、現状においても、監督指導すべき、そうした是正すべきことがあることは全くおっしゃるとおりでございます、私どもも、そういうもの、例えば、本来裁量労働制が適用されるべきでないものに適用されている、あるいは裁量であるべき時間に対して規制をされている、

そういったものについてしっかりとチェックをさせていただいております。その上で、もし裁量労働制の適用が認められなければみなしがなくなり、ますから、それに基づいて、三十二条、あるいはそれぞれの残業代がきちんと支払われているかどうか、これについてチェックをし、そして、残業代が払われていなければ、それに基づく罰金が適用されている。（長妻委員「罰金は何件ですか」と呼ぶ）罰金、今それについては精査をさせていただいているところでございます。

それから、監督指導件数についても、委員から御指摘いただいておりますので、これは全国で、裁量労働制ということではなくて、結果において、今申し上げたように残業代未払いとかそういった結果が出てくるので、そのうち裁量労働制の監督指導によってそうした指摘がなされたものは何件なのか、これは今、一生懸命に精査をさせていただいているところでございます。

いずれにしても、そういった部分と、それからいろいろメリットがある部分、要するに、メリットがある部分はしっかり運用し、委員がおっしゃるよう、裁量的に働いていただくことによつてその力を十二分に発揮していただく。他方で、今御指摘のあるような労働時間等の問題があれば、それはしっかりと是正をしていく。そして、今回の法案では、より一層そこをしっかりとやるという中身を盛り込んでいくわけでございます。

いずれにしても、今回、先ほど申し上げた法案については、労働政策審議会からおおむね妥当という答申もいただいておりますので、今、それを

踏まえて法案の作成の準備をさせていただいていくというところでございます。

○安倍内閣総理大臣 今まさに担当大臣が答弁をさせていただいたように、準備をさせていただいているというところでございます。

○長妻委員 いや、だって、データがこれだけ事実と違う。それだけ、鬼の首をとったように総理がおっしゃったこのデータは、相当これは政府の中でも重要視されているデータだと思いますよ、塩崎大臣の答弁始め。それが間違っていたのに歩みをとめないんですか。一旦とめるというような御判断をされないんですか。こんなことあり得るんですか、本当に。

ちよっと理事会でよく議論していただきたいと思うんですね。だって、データが……（発言する者あり）まだ出ていないというふうに自民党おっしゃりましたけれども、出たらもう終わりじゃないですか。出たら戻せないでしょう。いや、自民党からこれほどやじが飛ぶとは思いませんよ。これだけ間違ったデータで、単なる凡ミスなんですかね、これ。一番肝となるデータじゃないですか。それでこんなおんなきなやじ飛ばしているんですか。自民党は。

これはちよっと信じられないわけでありまして、ぜひ精査をして、捏造だったのかどうかも含めて、そうなるよ、これは法案提出する前にやはり予算委員会の理事会としても、ここで問題が発覚したわけですから、議論していただきたいと思うんですけれども、委員長、いかがですか。

○河村委員長 理事会においても、当然、そうい

う御提言あったということ踏まえて協議をいたします。

○長妻委員 ぜひ総理、一回立ちどまって、総理、そんなにやにやしないので、ちよっと立ちどまっていただきたいと思えます。

それで、もう一点、これは細かいことなのでありますけれども、このいただいたデータの間に、見ておきますと、一日の労働時間なのに二十四時間を超えるデータが散見されるんですが、これは何件ぐらいあるんですか。

○加藤国務大臣 この中で、一般労働者について、これは法定時間外労働の実績に法定労働時間の八時間を加えたもので計算させていただきましたが、二十四時間を超えるものについて、最長の者では十二件、平均的な者では三件ございます。専門も……（長妻委員「どうしてなの。正しいんですか」と呼ぶ）済みません、それでよろしいですか。

○長妻委員 いや、しれっとおっしゃりましたけれども、一日二十四時間を超えるデータというのは正しいデータなんですか。

○加藤国務大臣 その平均的な者の件については、たしか理事会に御報告をさせていただいた件で、明らかに間違いであるということも指摘ができるというふうに思います。

それから、今、最長の方も、実際、現実として二十四時間を超えることはあり得ないわけでありますので、そういった意味では間違いなんだろうと思えますが、ただ、その背景において、数字を間違えているということと、それから、場合によっては、本来は二十四時間で切らなきゃいけない

んですけれども、そのまま足してしまっているという例があるのかもしれませんが、ちよっとそこはよくわかりません。

○長妻委員 これほど、閣議決定で調査をした調査でミスがあるし、これは一日ですけれども、一週間のデータもついているのは、同じ方からとっているわけですよ。

ですから、本当にこのデータそのものの、今回は、このデータ、答弁を撤回されましたけれども、そのデータ全体、労政審に示されたものもきちつとやはり精査しなければいけないと思っておりますので、委員長、お取り計らいいただきたいと思えます。

○河村委員長 理事会で先ほどの件とあわせて協議をいたします。

○長妻委員 総理に本当に最後申し上げたいのは、これだけ、三年間、にせのデータが国会でも答弁され、恐らく官僚の皆さんの頭の中にも入っている、働き方実現会議も含めてこの法案が議論されてきた。三年間の時間を返してほしい。

これだけ、加藤大臣も、七日に報告が上がったわけですよ。にもかかわらず、その翌日の八日から十五日まで、このデータが、一カ月の中の平均的な者を選んで、その一カ月の中で一番働いた日の時間を教えてください、こういう聞き方だったわけですね。全然初めの話と違っていたというのが、七日に加藤大臣は知ったのにもかかわらず、ずっとこれは、みんな質問しましたよ、精査、精査、精査で、何で本当のことをおっしゃらなかつたんですか。

○加藤国務大臣 たしか八日の段階から精査というものを申し上げさせていただきました。たしか七日の段階で、私の方に、野党の方からさまざまな指摘がデータについてあるということ、そして、それを踏まえて調査票を見たところ、一般の労働者については、平均な者について一番長い一週間また一日を選んでいた、他方で、裁量労働制については、これはどういう形で選んでいるかわからない、こういう指摘がございました。

ここでの議論は、その対象を、比較について御議論いただいていたわけでありますから、両者について正確にわかったところで御答弁をすべきということ、精査をさせていただいているということ、これを申し上げさせていただいたところでございます。

○長妻委員 これはおかしいですよ。加藤大臣はこの紙を見たのが、これは調査票ですけども、七日ということでありますよね。この調査票で見ると、一般の労働者については、「一日の時間外労働の最長時間数」と書いてあるわけですよ。

ですから、裁量労働制を吟味するのは別にして、今までは、一般労働者の平均的な者の一日と答えていたから、それについてはこれは間違いというのは、この時点でわかったわけですよ。裁量労働制を精査する必要ないんですよ。ここでわかったしかも、一万数千件を精査する。必要ないじゃないですか。この調査票でわかるじゃないですか、一目瞭然で。

これについて、時間が参りましたけれども、加藤大臣のこういう不誠実な対応についてもこれか

ら我々は追及をしないといけないと思えますし、何よりも総理に本当にお願いしたいのは、本当にお願いしたいんです、お願いしたいのは、この法案、ぜひ、閣議決定、国会提出を一旦ストップしていただいて、再度正しい調査をしていただきたいということをお願い申し上げます、総理に対して本当にお願いなんです、これは。よろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○河村委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩